

岡山市バリアフリー
交通安全特定事業計画
高島駅周辺地区

令和5年1月
岡山県公安委員会

岡山市バリアフリー基本構想における重点整備地区
「高島駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、岡山市高島駅周辺地区移動等円滑化基本構想に即して、高島駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

	路線	区間
1	県道原藤原線	中区国府市場41番地1先から 中区藤原西町一丁目6番32号先まで
2	市道国府市場151号線	中区国府市場41番地1先から 中区国府市場99番地5先まで
3	市道中井8号線 市道中井四御神線	中区中井二丁目2番先から 中区国府市場131番地先まで
4	市道高島1号線	中区高島二丁目1番14号先から 中区高島二丁目12番4号先まで
5	市道八幡東町3号線、4号線 市道高島小橋町線 市道祇園原尾島線 市道礪東川原線	中区八幡8番地1先から 中区礪80番地1先まで
6	市道清水高屋線 市道赤田33号線	中区赤田94番地1先から 中区赤田188番地1先まで
7	市道藤原光町1号線、49号線 市道藤原西町藤原線	中区藤原光町二丁目1番13号先から 中区藤原21番地1先まで

2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

	路線	事業内容	実施予定期間
1	県道原藤原線	信号機の改良（横断時間の確保）	令和5～7年度
4	市道高島1号線	信号機の改良（横断時間の確保）	令和5～7年度

5	市道八幡東町3号線、4号線 市道高島小橋町線 市道祇園原尾島線 市道礪東川原線	信号機の改良（横断時間の確保）	令和5～7年度
---	--	-----------------	---------

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の違法駐車 of 指導取締り (2) 横断歩道及びバス停留所付近等の違法駐車 of 指導取締り (3) 違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施	令和5～7年度

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との制御方式の整合性を確保するとともに、歩行者の動線を調査し、必要な場合には信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう、周辺道路へ与える影響を定期的に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

